別紙１

議　　題

市民関係部課長会議

議題１　標準準拠システムへの移行について（豊田市提出）

【要旨】豊田市は、これまで住民記録システムをはじめ基幹系業務について、市職員が独自にプログラムを作成し、システムを運用してきました。しかし、政府の標準化への方針により、ベンダーのパッケージシステムを採用することが義務化され、令和７年度末までの移行に苦慮しているところです。

そこで、情報共有のため、市民関係分（住民記録、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票）の標準準拠システム化について、それぞれ、各市のベンダーや移行時期、移行方法、課題などをご教示ください。

※設問は、回答シートをご覧ください。

※回答は、可能な範囲で結構です。

議題２　開庁時間短縮の取り組みについて（東海市提出）

【要旨】みよし市において、令和６年５月から開庁時間を午前９時～午後５時に短縮する取り組みが開始されましたが、本市においても、令和５年度から窓口業務改善の検討部会を立ち上げ、窓口体験調査を実施し、６年度からは推進部会を立ち上げ、令和７年度のシステム標準化に時期に合わせ、書かない窓口を含めた窓口業務改善を実施する予定です。その窓口業務改善の一環として、窓口の開設時間の短縮も検討していく予定です。

そこで、今後の参考とさせていただくため、開庁時間の短縮の取組みを既に実施している、または今後実施（検討）予定の市がありましたら、ご教示ください。

（１）開庁時間短縮の実施の有無

→実施ありの場合は、下記（２）、（３）を、実施なしの場合は、（４）を回答

（２）開庁時間

例　午前９時～午後５時

（３）短縮対象

例　〇〇課窓口及び電話対応

（４）開庁時間短縮の実施（検討）予定の有無

→実施（検討）予定ありの場合は、（５）、（６）、（７）を回答

（５）開庁時間

例　午前９時～午後５時

（６）短縮対象

例　〇〇課窓口及び電話対応

（７）実施予定時期

例　令和６年１０月

議題３　ファミリーシップ宣誓制度における住民票の続柄について（清須市提出）

【要旨】２０２４年４月１日から、愛知県においてファミリーシップ宣誓制度が開始されました。清須市でも、同４月１日から開始したところであります。

長崎県大村市や栃木県鹿沼市では、ファミリーシップ宣誓制度を利用された方で、希望される場合は、住民票の続柄を「夫（未届）」「妻（未届）」と記載するとの報道がされました。

現段階では、清須市で宣誓の制度を利用された方はおりませんが、宣誓された方の記載を「同居人」から「縁故者」に変更する予定でおります。

そこで、ファミリーシップ宣誓制度の実施や、それに伴う住民票の続柄記載について、各市の状況をご教示ください。

（１）ファミリーシップ宣誓制度実施の有無

→実施ありの場合は（２）を、実施なしの場合は（３）を回答

（２）住民票続柄記載の取り扱い内容

例　「同居人」から「縁故者」に変更

「縁故者」から「夫（見届）」や「妻（見届）」に変更

「同居人」のまま変更なし

（３）ファミリーシップ宣誓制度実施（検討）予定の有無

→実施（検討）予定ありの場合は、（４）、（５）を回答

（４）住民票続柄記載の取り扱い内容

（５）実施予定時期